

質 疑 回 答 書

令和4年6月21日
公立大学法人三重県立看護大学

〔案件名〕 三重県立看護大学講義棟及び研究棟昇降機改修工事
〔公告日〕 令和4年6月10日

以下のとおり回答します。

	質 疑 内 容	回 答
1	昇降機設備特記仕様書につきまして、仮設事務所の設営は必要でしょうか。	工事期間が数カ月に渡りますので、必要と考えたところですが、貴社で必要がないと判断された場合は特に設置する必要はありません。
2	昇降機設備特記仕様書につきまして、作業員が施設内のトイレをお借りして宜しいでしょうか。	施設内のトイレは使用できません。 仮設トイレの設営をお願いいたします。
3	昇降機設備特記仕様書 3一般事項 15) 電気水道は有料で利用できる となっており、落札者は電気水道料金を発注者にお支払いする形になりますが、電気・水道の使用量の計測方法など、具体的に決まっていたら、ご教示下さい。	仮設に係る分ですので、仮設事務所を設置した場合は、子メーターの設置をお願いいたします。